

飼料用米における放射性物質の安全確認方法書

平成 24 年 7 月 30 日

千葉県農林水産部

生産販売振興課

畜 産 課

1. 目的

安全・安心な畜産物の生産に資するため、飼料用米を生産している全市町村において、飼料用米に係る放射性物質の安全確認を行うものとする。

2. 飼料用米の基準値の考え方

家畜用飼料については、畜産物に含まれる放射性セシウム濃度が食品の基準値（一般食品 100Bq/kg、牛乳 50Bq/kg）を下回るようにするため、飼料の給与量や畜産物への移行係数から畜種ごとに暫定許容値が算出されており、畜種によっては主食用米の基準値（100Bq/kg）よりも厳しい基準値となっている（表 1 参照）。

さらに県では、より安全な牛肉や牛乳の生産・供給を目指すため、牛用飼料の県目標値（50Bq/kg）を設定している。

3. 安全確認の方法（別紙 1、別紙 2 参照）

飼料用米を生産する全ての市町村で主食用米の放射性物質検査を実施していることから、国の指導内容に基づき、主食用米の放射性物質検査の結果を用いて飼料用米の放射性セシウム濃度を確認する。

- (1) 主食用米の放射性物質検査の結果が明らかになるまでの間、当該市町村の飼料用米の出荷について県から自粛を要請する。
- (2) 主食用米の放射性物質検査の結果、主食用米の出荷が可能となった市町村の飼料用米については、農協・配合飼料会社への出荷の自粛を解除する。
- (3) 飼料用米を畜産農家が玄米で単体利用する場合¹は、主食用米の放射性物質検査の結果、放射性セシウム濃度が県自粛要請の基準値以下となった市町村の飼料用米のみ自粛を解除する（表 1 の県自粛要請の基準値を参照）。
- (4) 飼料用米を畜産農家がもみ米で単体利用する場合¹は、主食用米の放射性物質検査の結果に濃度比（1.5）を乗じた放射性セシウム濃度の値²が県自粛要請の基準値以下となった市町村の飼料用米のみ自粛を解除する（表 1 の県自粛要請の基準値を参照）。

¹ 単体利用とは、畜産農家が単体飼料として利用する場合、もしくは畜産農家が家畜に飼料用米を給与する前に他の飼料と飼料用米を混合する場合のこと

² もみ米は、もみ殻を含むため玄米よりも放射性セシウム濃度が高く、濃度比（1.5）は平成 23 年産稲の測定結果から設定された

表1 飼料の暫定許容値・県目標値及び県自肅要請の基準値

	暫定許容値 (県目標値) (Bq/kg)	県自肅要請の基準値 (Bq/kg)			備考 〔 単体利用の県自肅要請の基準値 設定根拠 〕
		単体利用		単体利用 以外	
		玄米	もみ米		
牛用飼料	100 (50) ³	50	33	100	県目標値により設定
豚用飼料	80	80	53		暫定許容値により設定
家きん用飼料	160	100 ⁴	100 ⁴		主食用米の基準値により設定

³ () 内の値は県目標値を示す

⁴ 家きん用飼料の暫定許容値は 160Bq/kg だが、主食用米の放射性物質検査の結果が 100Bq/kg を超える場合は主食用米が出荷制限となるため、家きん用飼料用米の出荷・利用は自肅となる

4 . 安全確認の結果の取扱及び対応

安全確認の結果については、市町村及び関係する機関・団体等へ通知するとともに、プレスリリース、県HPへの掲載等により公表を行う。

5 . 飼料用米生産者、畜産農家における遵守事項

(1) 飼料用米生産者

- ・主食用米の放射性物質検査の結果が明らかになるまでは飼料用米の出荷を自肅すること。
- ・飼料用米の安全確認により県自肅要請の基準値以下であることを確認した上で、配合飼料会社や畜産農家等に出荷すること(表1の県自肅要請の基準値を参照)。

(2) 畜産農家

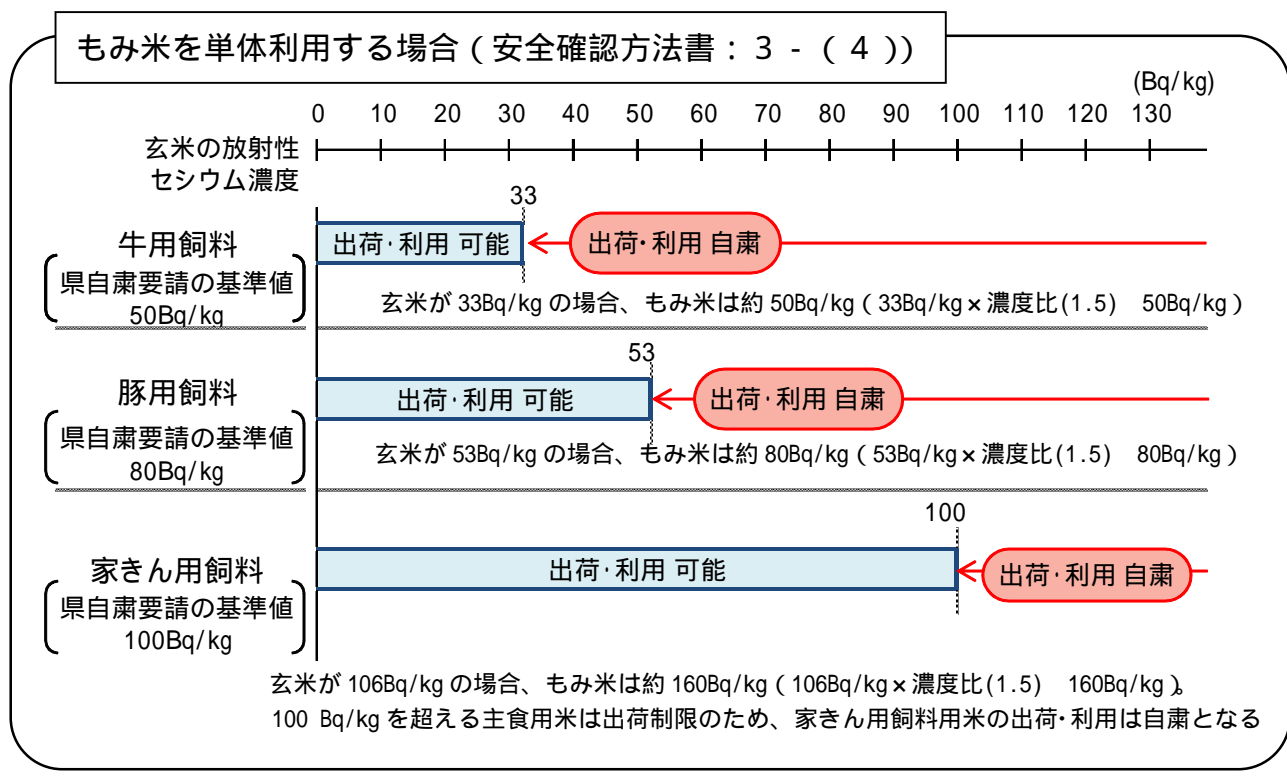
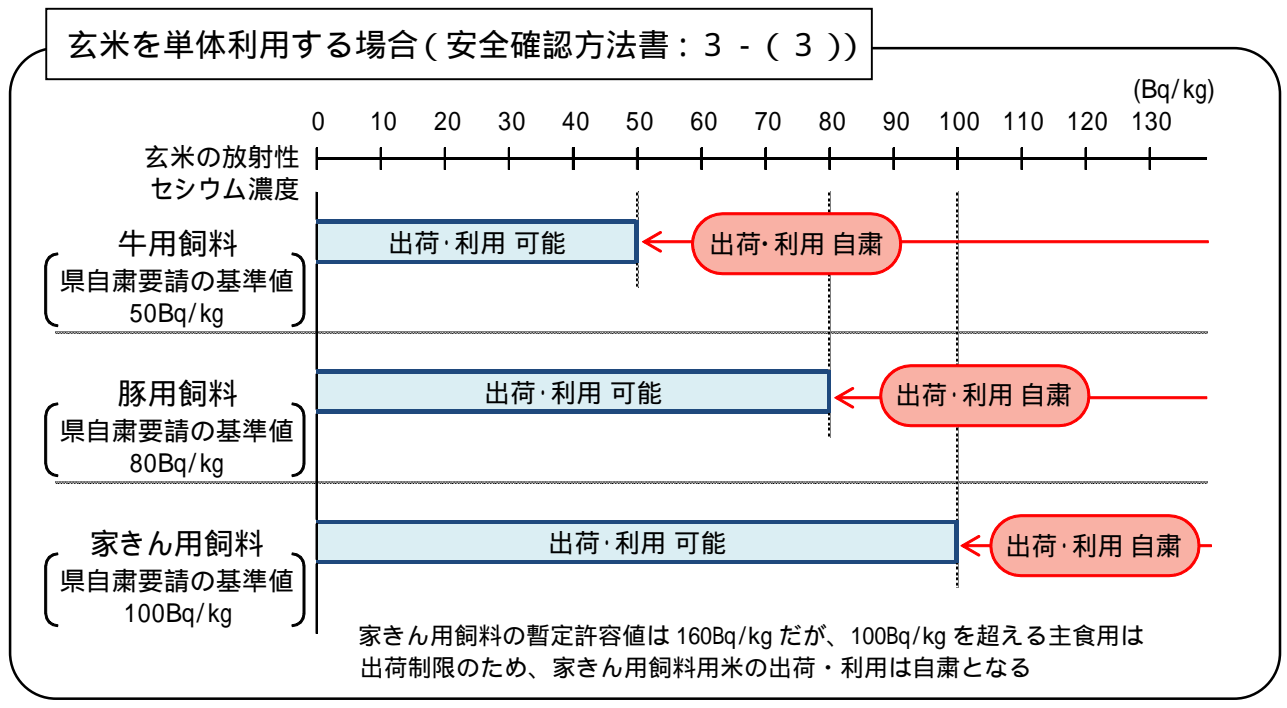
- ・飼料用米を単体利用する場合には、主食用米の放射性物質検査の結果が明らかになるまでは飼料用米の利用を自肅すること。
- ・飼料用米を単体利用する場合には、飼料用米の安全確認により県自肅要請の基準値以下であることが確認された飼料用米を利用すること(表1の県自肅要請の基準値を参照)。

【参考】 国の指導内容等 関係通知

- ・「放射性セシウムを含む肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の暫定許容値の設定について(平成 23 年 8 月 1 日付け 23 消安第 2444 号・23 生産第 3442 号・23 林政産第 99 号・23 水推第 418 号 農林水産省消費・安全局長、生産局長、林野庁長官、水産庁官通知)、平成 24 年 2 月 3 日及び平成 24 年 3 月 23 日一部改正」
- ・「放射性セシウムを含む牛用飼料の暫定許容値の見直しに係る対応について(平成 24 年 2 月 13 日付け畜第 2049 号 千葉県農林水産部長通知)」
- ・「平成 24 年産米穀の飼料利用について(平成 24 年 5 月 18 日付 24 生畜第 323 号 生産局畜産部畜産振興課長、生産局農産部穀物課長通知)」

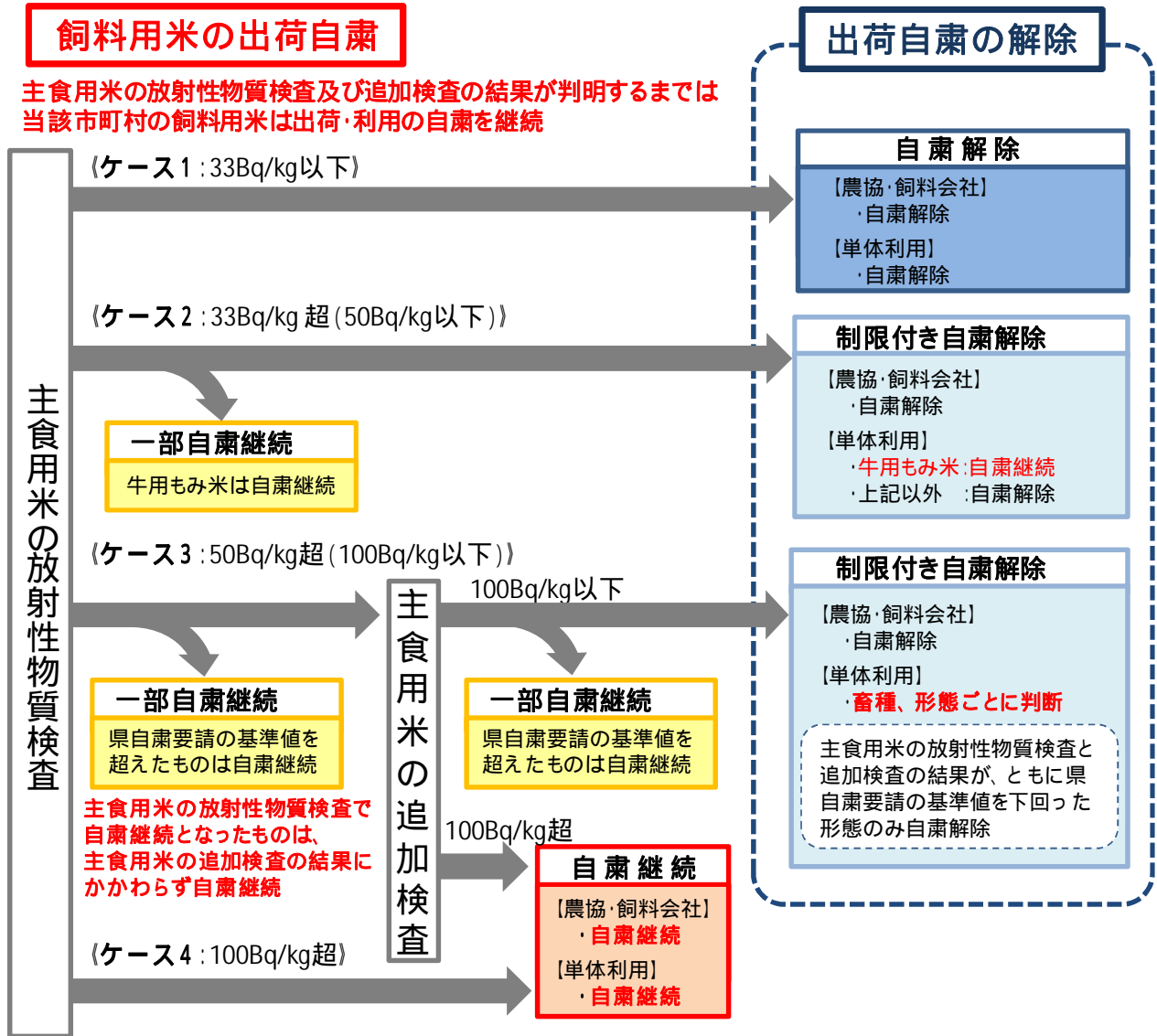
千葉県における平成 24 年産飼料用米の安全確認について

【単体利用する場合の畜種・利用形態ごとの出荷・利用の可否】



千葉県における平成 24 年産飼料用米の安全確認について

【飼料用米の放射性物質の安全確認の流れ】



検査結果から判断した畜種、形態ごと飼料用米の出荷・利用の可否

主食用米の放射性物質検査結果 (Bq/kg)	単体利用						農協・飼料会社 (単体利用以外) 玄米	備考
	牛用		豚用		家きん用			
	もみ米	玄米	もみ米	玄米	もみ米	玄米		
33以下								33 × 1.5(濃度比) 50Bq/kg(牛用の県自粛要請の基準値)
33超(50以下)	×							
50超(53以下)	×	×						53 × 1.5(濃度比) 80Bq/kg(豚用の県自粛要請値)
53超(80以下)	×	×	×					
80超(100以下)	×	×	×	×				
100超	×	×	×	×	×	×	×	100Bq/kgを超えた場合、主食用米が出荷停止

○ : 出荷利用の自粛解除 × : 自粛継続

主食用米の放射性物質検査の結果、自粛が継続となった市町村及び県自粛要請の基準値を超えたため出荷の自粛が解除されなかった市町村の飼料用米については、「米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を求める省令」に基づき、知事の指示に従い廃棄等の処理をする。